

○武蔵野美術大学大学院博士後期課程奨励奨学金規則

(目的)

第1条 この規則は、武蔵野美術大学大学院博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）に在学する優秀で意欲のある学生に対し経済的支援を図るため、武蔵野美術大学大学院博士後期課程奨励奨学金（以下「奨励奨学金」という。）に関する事項について定める。

(奨学金の額)

第2条 奨励奨学金の額は、当該年度の授業料の半額とする。ただし、別に授業料の減免又は奨学金等を受ける場合の奨励奨学金の額は別に定める。

(奨励生の資格)

第3条 博士後期課程に在学する学生で、第6条の規定により決定された者は、奨励奨学金の贈与を受けることができる。

- 2 奨励奨学金の贈与を受ける者を、「奨励生」という。
- 3 奨励生となる期間は3年とする。ただし、休学の期間は奨励生となることができない。
- 4 奨励生となることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 武蔵野美術大学造形学部通学課程を卒業した者
 - (2) 武蔵野美術大学造形構想学部を卒業した者
 - (3) 武蔵野美術大学大学院修士課程を修了した者
- 5 奨励奨学金は、文部科学省国費外国人留学生制度による奨学金との併給はできない。

(奨励生数)

第4条 奨励生の数は、造形研究科委員会及び造形構想研究科委員会において決定する。

(出願手続)

第5条 奨励生の採用を願い出る者（以下「本人」という。）は、入学を志願するときに、採用願（様式第1号）を、学長に提出しなければならない。

(奨励生の審査等)

第6条 奨励生の採用は、造形研究科委員会または造形構想研究科委員会において、人物及び能力を審査し、その結果に基づき、学長が決定する。

2 奨励生の採否の結果は、本人及び保証人に通知する。

(誓約書)

第7条 奨励生に決定した者は、採用通知を受けた日から10日以内に誓約書（様式第2号）を、学長に提出しなければならない。

(身分の取り消し)

第8条 奨励生が次の各号の一に該当した場合は、奨励生としての身分を取り消すことがある。

- (1) 武蔵野美術大学大学院規則その他諸規則に違背した場合
- (2) 退学した場合
- (3) 懲戒処分を受けた場合
- (4) 死亡した場合
- (5) 本人が辞退した場合

(事務所管)

第9条 博士後期課程奨励奨学金に関する事務は学生生活チームの所管とする。

附則

(略)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、令和6年度以降の入学者に適用し、令和6年3月31日現在において本学の博士後期課程に在学する学生である者については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

様式 略